

法令及び判例のニュース
(n.º 10-07)

A.- 法令

1.- 法人所得税 – 寄付金等(Contribuição)の費用控除

日本移民100周年記念祭典等の時期が1年未満と近くなり、祭典委員会或は諸団体から企業又は個人へ寄付金の依頼が出ていることと思われる。前回(法令及び判例ニュース n.º 4-07)は法人所得税法の寄付金又は贈与の費用控除に付いてコメントを書いたが、もっと解りやすく成るように、費用控除を数値で示す試算内容と、所得税の他の税務恩典について次の通り纏めてみた。

1.1.- 前回の OSCIP(Organização da Sociedade Civil de Interesse Público)向けの寄付金額は操業利益(Lucro Operacional)の2%を限度として費用控除できると書いた。

しかし、操業利益とはの質問があり、これに対する答は、法人所得税法第277条(Art. 277 Será classificado, como **lucro operacional**, o resultado de atividades principais ou acessórias, que constituam objeto da pessoa jurídica)、即ち、”企業目的である主事業とその他付属事業の成果を操業利益と格付ける“の定義を参考にする必要がある。

従って、操業利益の内容は企業の目的と業種により変わるものと思われるが、一般に使われている、営業利益に近い内容と判断する。

1.2.- 操業利益の他に、法人税法にはいろいろな利益(Lucro)の定義があり良く注意する必要がある。参考に主な利益は次の通り。

a.) - Lucro Líquido(Art. 248)

株式会社法及び経理会計原則に従い損益計算書へ計上された純利益を意味する。

b.) - Lucro Real(Art. 247)

純利益から法人所得税法に従い、利益の削除(例、源泉で課税された利益)又は費用の否認による追加或は相殺等の調整後の課税対象利益といえる。

c.) - Lucro da Exploração(Art. 544)

上記純利益から法人所得税引き当金を差し引く前の金額を544条に従い調整した税引前利益といえる。

1.3.- 最後に OSCIP として認可された団体への寄付金と認可を持たない団体への寄付金の法人所得税上の取り扱いの違を数値で示すと。

a.- 適用	b.-OSCIP 認可団体	c.-OSCIP 無認可団体
1.- 操業利益	1.000.000	1.000.000
2.- 寄付金	50.000	50.000
3.- 純利益	500.000	500.000
4.- 課税対象利益	530.000	550.000
5.- 法人所得税合計	132.500	137.500
a.- 所得税 15%	79.500	82.500
b.- 追加税 10%	53.000	55.000
6.- 税金の差額	(5.000)	-

7.- 備考

7.1.- 4 項の OSCIP 認可団体への寄付金は操業利益の 2% まで (20.000=1.000.000 x 2%) 費用控除できる。

従って、寄付金の一部 30.000 を否認して利益へ追加し、530.000 が課税対象利益となる。

他の団体への寄付金は全額 50.000 を否認し利益へ追加し、550.000 課税対象利益となる。

7.2.- 法人所得税率は約 25% で試算したが、その他の社会納入金 (CSLL) を追加すると 33% 前後となる。

7.3.- 上記の例で OSCIP 団体への寄付金は約 5.000 の節税となる。

2.- その他の恩典(Outros Incentivos)

2.1.- 文化及び芸術事業に対する税務恩典 (Incentivo a Atividades Culturais ou Artísticas)

a.- 法人所得税

1991 年の法令(Lei n.º 8313 - lei Rouanet - 通常レイ、フォアネイと呼ばれている)により、PRONAC(Programa Nacional de Apoio à Cultura -文化支援計画)が認可した文化事業へ支払った寄付金は確定法人所得税(Imposto Devido) の 4% まで同税額から差し引くことが出来る。(Art. 475 e § 2º)

b.- 個人所得税

個人の寄付金の場合も、確定所得申告に基づく確定所得税 (Imposto Devido) から最高同税額の 6% まで差し引くことができる。

2.2.- 国内映画事業に対する税務恩典(MP 2.228-1/01 art. 44)

a.- 法人所得税

国内映画産業融資基金(FUNCINES- Fundos de Financiamento da Indústria Cinematográfica Nacional)の証券(quotas)を購入した投資金額は確定法人所得税から差し引くことが出来る。(Art. 484)

- b.- 個人所得税
同じように個人の場合も確定所得税から差し引くことが出来る。
(Art. 87)
- 2.3.- 税額から差し引きできる限度
 - a.- 法人所得税
差し引き出きる金額は 2.1. a の金額プラス 2.2. a 金額の合計は法人所得税金額の 4%をオーバー出来ない。
この限度は、5 4 3 条の規定により、基本所得税額 (課税対象利益の 15%)の 4%を意味し、5 4 2 条の追加所得税額(10%)は税務恩典 4%の計算のベースにならない。(Art. 486, § 2°)
以上により、所得税から差し引きできる金額は 1.3 の例では、5、a 項の 79.500 の 4%が限度となる。
 - b.- 個人所得税
確定所得申告による確定所得税(Imposto Devido)の 6%が限度となる。
(Art. 87, § 1°)
- 2.4. スポーツ奨励策(lei n.º 11.438/2006)

最後に、昨年 12 月 29 日の法令により、法人は確定所得税金の 4%、個人は確定所得税金の 6%までスポーツ省が承認したスポーツ事業への寄付金又は主催費用として控除できることになった。
この奨励策は上記に記載した、文化芸術及び国内映画産業融資基金への所得税の奨励策とは別に取り扱われる。
その結果、法人の場合、2.3. a 項の文化芸術奨励恩典と国内映画産業融資基金向け恩典の 4%プラス本項のスポーツ奨励策の 4%が追加され、トータル 8%が限度となる。

S.Paulo, 2/10/07
Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno & Oshikiri Advogados
Av. 9 de Julho, 4954
Tel(011) 3068-2053
São Paulo-SP.